

5) 「山名厨」の土器の年代は、一括出土したなかでは、最も古い形態を示し、山名郡が成立した養老6年(722年)に近い年代が与えられる。これらの須恵器群は、およそ8世紀の第2Ⅳ半期に位置付けられる。土師器も、形態は奈良時代前半期の坏・皿を踏襲し、金属器の模倣形態及び、丹塗りの痕跡が認められるが、畿内風の暗文は認められない。なお、奈良時代後半から現れるこの地域に一般的に分布する、指成形で口縁部に回転撫でを施す坏を伴わないことも、奈良時代の後半に下らない根拠になるだろう。この時期の土師器は、浜松市下滝遺跡(辰巳 1985)から出土している。

6) 静岡県内の「厨」と表記される墨書土器を出土する遺跡は、新堀遺跡を含め8遺跡となった。旧国別にあげると、遠江国では、浜松市伊場、袋井市土橋・同坂尻、浅羽町新堀の4遺跡、駿河国では藤枝市御子ケ谷・同秋合・同郡、沼津市御幸町遺跡の4遺跡となり、伊豆国での発見はまだ知られていない。「国厨」の袋井市土橋遺跡と、「厨」の沼津市御幸町遺跡は遺跡の性格について、検討の余地は残されるが、他の各遺跡は官衙として機能しており、その地域において重要な位置をしめている。このことから、公的内容が記された墨書土器は、本来用いられた場所から出土し、集落というような性格の異なる遺跡から出土する例は極めて低いといえる。

7) 量は少ないが、奈良時代の瓦(清ヶ谷窯の製品と思われる)が小破片で散在して出土しており、付近での瓦使用を類推することは困難であることから、一時的に、瓦が他の物品とともに一時的に集積された結果であろうと推定した。

以上のような出土遺物からみた検討の結果、新堀遺跡及び周辺に遠江山名郡衙の置かれていた可能性が高いことが指摘され、土器の年代も、山名郡の成立時期に継続する8世紀第2Ⅳ半期と考えた。

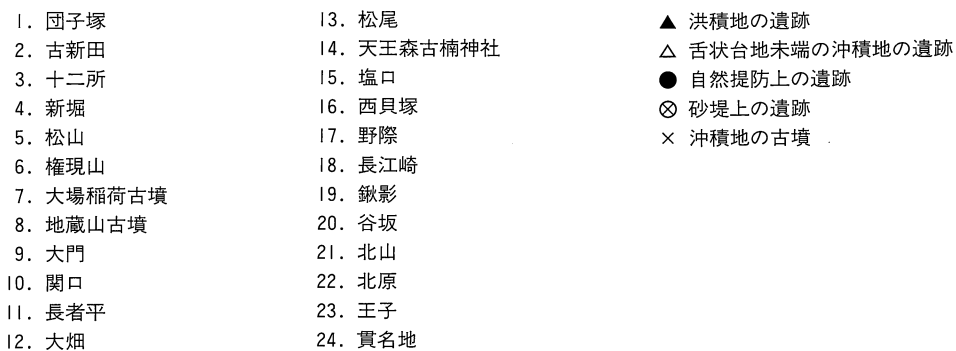
第2節 遠江地域からみた奈良時代の新堀遺跡

奈良時代の遺構から若干の検討を加えてみる。新堀遺跡では、掘立柱建物配置が「L」字状となる傾向はあるが、南北配置と東西配置の建物を比較すると、規模、柱穴の規則性、掘り方の平面形状及び大きさ等、相違が顕著にみられる。南北列は柵列も伴い、郡衙の建物と推定しても妥当な内容であるが、逆に東西列の貧弱さが対称的である。これらは、雑倉庫のようなものと推定される。いづれにしても、調査範囲のなかでは、官衙的な建物といえるこの遺構群がどういう建物か、何に使われたのか、判断できなかった。一つの可能性からいえば、同時期の他の遺構はなく、建物及びその周辺には遺物がほとんど出土しないことからして、常時人の出入りのない場所として、郡衙に置かれた倉庫群でないかと推定される。

本遺跡周辺に置かれたであろう遠江国山名郡は、続日本紀養老六年二月十六日条によると、佐益郡の八郷を分割して、722年に成立している。この年代は先にも指摘した「山名厨」墨書土器の年代観と符号するといえる。郡衙の施設は倉庫群とおもわれるが、土器の年代観からすると短期間に官衙としての機能を終息させるようであり、奈良時代の後半には継続していない。逆に、平安時代前期まで継続する、遠江佐野郡衙(袋井市坂尻遺跡)、駿河国志太郡衙(藤枝市御子ケ谷遺跡)等の例とは大きな相違がみられ、おそらく何らかの事情により、別の場所に郡衙が移転したと推定される。しかし一方では、この新堀遺跡周辺に置かれた山名郡衙は、律令制度による地域支配の要としての機能・役割を担ったものでなく、遠江国のなかでも特別な役割を担い、その役割を終えて消滅したといえないだろうか。

同時期の周辺遺跡の在り方からみるとどんなことがいえるか、次に検討してみたい。

図110に周囲の遺跡をあげた。大きく広がる遠江地域の沖積平野のなかで、それを囲むように、西側の磐田原台地の末端に、遠江国府と推定される磐田市御殿二ノ宮遺跡、北には原野谷川の自然堤防に立



地する佐野郡衙である袋井市坂尻遺跡、東には小笠丘陵の末端に、須恵器と遠江国分寺瓦を生産する官窯といわれる大須賀町清ヶ谷窯が立地している。これらの遺跡は天竜川の東の地域において、奈良時代の主要な位置を占める遺跡であり、地形からみると台地・自然堤防・丘陵というような安定した場所に立地していることがわかる。

– 162 –

代の当時の海岸線及び、ラグーンの形成がどの程度であったか、知る由もないが、江戸時代の絵図には図110に示した状況より沖積化が進行し、小笠丘陵の縁及び、自然堤防の周辺に池となった潟湖の痕跡を認めることができる。このことから古代において、遠江地域の主要な遺跡間は、河川とか潟湖を利用した船による往来は可能と推定され、特にそれは少ない人員で、多量の物資を運ぶ船の利用を促したことは想像に難くない。このような船の利用に適した東遠江地域では、従来からの物資輸送手段及びルートが、国府・郡衙を中心とする地域支配機構に組み込まれ、税としての物資はもとより、国分寺瓦・須恵器等の官物を運ぶ手段として確立されていたであろう。このような地域交通体系を前提とすれば、本遺跡の位置は、沖積平野のなかで、河川及び海につながる適地であることが指摘される。

まさに本遺跡の奈良時代における役割は、ここでは使用することのない国分寺瓦を出土することからみても、物資の集積場所、また各地に送り出す出荷という機能、物資の流通センターのような役割を担ったと推定される。国分寺（国分尼寺）の設置という、律令制度の地域における完成期に大きな役割をはたしたのが、本遺跡周辺に置かれた山名郡衙の施設であったのではないか。しかし、郡衙本来の行政機構としての役割はどうか、今回の調査のなかでは不明確な問題として残された。しかし、須恵器をみる限り、官衙的な土器様式といえる内容をもっており、それは供膳形態を中心として豊富な器種の存在、坏Aとした無高台坏が法量分化する等の特徴にあらわれている。山名郡をめぐる問題は検討のとりかきを見つけたという段階であろう。なお、清ヶ谷窯の須恵器生産は奈良時代で終息し、灰釉陶器の生産開始までには断絶のあることが確認されている。このことは、本遺跡と同じように、清ヶ谷窯の須恵器生産も、律令制の確立・完成期の一翼を担った、官窯としての生産地の在り方を象徴する姿であろう。

おわりに

三年間にわたる新堀遺跡の調査も本報告をもって終了することとなった。静岡県西部、河川の自然堤防の末端に位置し、沖積平野でも海岸に近い地点の調査としては、大規模なものであった。浅羽町で実地した以前からの調査例に加え、今回の調査成果からも、沖積平野に展開した歴史の豊富さが類推される。特に注目すべきは、「まとめ」で述べた水上交通の問題がある。

従来から平野吾郎氏により県内の官衙の立地と、河川の関係が指摘されてきた（平野 1988）。それは、静岡県中東部の官衙遺跡は、船による水上交通を前提に立地しているという指摘であり、官衙への物資輸送が河川を中心に行なわれていたことを暗示する。今回、奈良時代の本遺跡を考えるなかで、都への税の輸送は人担方式により、官道が重要な役割を果たすのは勿論であるが、一方、地域の地理的環境及び歴史性からみて、交通、物資の輸送はどんな実態だったかを検討した。そして、平野の沖積化が進行しつつある遠江地域にあつては、古代の官道たる東海道ルートの役割と同時に、一方ではこの地域にとって、平野に網のように張り巡る、河川を利用した水上交通の果たした役割も積極的に評価するべきであろうと考えた。それは安定した丘陵とか台地を中心とした遺跡から地域史を考える従来の視点とともに、水上交通・交易という船を利用した物資の移動にかかわる問題として、海及び平野部から丘陵及び台地の遺跡を見なおすという視点の転換である。このような視点が、遺跡数の少ないこともあり、従来論議のなかった海岸沿いの遺跡及び海岸に面する沖積平野の遺跡群の理解の一助となることを確信した。最後に現地調査から整理報告事業までの間、暖かい協力をいただいた、調査委託者の静岡県住宅供給公社、及び現地調査実務のなかで多大な協力をいただいた浅羽町教育委員会の関係者の方々に厚く感謝を申し上げたい。なお、榛原町教育委員会・本杉和美主査は、平成2年度に、当研究所の埋蔵文化財担当職員養成研修に参加され、研修のみならず調査の一翼をも担って活躍されたことをも付記しておく。本報告の結びとして、現地調査及び整理作業のなかで、指導助言をいただいた方々及び現地調査、資料整理に